その他サービス約款

第１章　総則

第１条（約款の適用）

１．このその他サービス約款（以下「本約款」といいます）は、第 2 条に定める各サービスに適用されるサービス別約款であり、第１章がサービス基本約款、第２章がオプション約款です。

第２条（サービスの種類・品目・内容）

１．基本サービスおよびオプションサービスの種類、品目および内容は、以下のとおりです。

種類	品目	内容
ニュース購読サービス （基本サービス）	―	当社のサーバ設備へ利用者が接続して利用する、ネットニュースの購読、投稿等の機能を提供するサービスです。（内容の詳細については、当社ホームページ（「サービス一覧」よりご確認いただけます）をご覧ください。）
ネームサーバサービス （オプションサービス）	―	当社が設置するネームサーバ上に利用者のゾーンファイルを設置し、当社ネームサーバの機能を利用者に提供するサービスです。（内容の詳細については、当社ホームページ（「サービス一覧」よりご確認いただけます）をご覧ください。）
PING ネットワーク監視 （オプションサービス）	―	ハウジングサービスおよび専用サーバサービスにおいて稼動するサーバ設備へ PING での疎通性監視および TCP ポートへの接続確認を行い、障害等が検知された場合に当該サーバ設備利用者へ電子メールで通知するオプションサービスです。（内容の詳細については、当社ホームページ（「サービス一覧」よりご確認いただけます）をご覧ください。）
ハイブリッド接続 （オプションサービス）	―	利用者が利用する複数の異なるサービスを接続するための LAN 回線を提供するサービスです。（接続可能なサービスおよびサービス内容の詳細については、当社ホームページ（「サービス一覧」よりご確認いただけます）をご覧ください。）

第３条（料金の支払期限）

１．毎月払いの場合、利用者は、毎月１日から末日までの基本サービスの利用に関する料金を、その前月の末日までに支払うものとします。ただし、初回については、利用契約締結日から２週間以内に、２ヶ月分の料金（初期費用が発生する場合、初期費用を含みます）を、支払うこととします。

２．年間一括払いの場合、利用者は、利用開始日から翌年の同日の前日までの料金（初期費用が発生する場合、初期費用を含みます）を、利用契約締結日から２週間以内に支

払うものとします。ただし、契約期間が延長される場合、２年目の支払いについては利用開始日の翌年の同日の属する月の前月末日までに、３年目の支払いについては利用開始日の翌々年の同日の属する月の末日までに当該料金を支払うものとし、以後も同様とします。

第４条（最低利用期間）

１．基本サービスの最低利用期間（基本約款第１４条）は、利用開始日から３ヶ月が経過する日が属する月の末日までとします。

第２章 サービス別規定

第１節　ネームサーバ（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第５条（サービス）

１．本オプションサービスは、当社が別途定めるサービスを利用する利用者に限り利用申込みを行うことができるオプションサービスです。

第６条（設定）

１．本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。

２．本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとし、当該ゾーン編集画面による機能に無い設定等は行えないものとします。

３．利用者は、本オプションサービスの解約または本サービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。

４．前項の定めにも関わらず、利用者が本サービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対してなんら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。

第２節 PING ネットワーク監視（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第７条（サービス）

１．本オプションサービスは、ハウジングサービスおよび専用サーバサービスの各基本サービス利用者のみ利用することができる無料オプションサービスです。

第８条（保証）

１．本オプションサービスは、当社所定の PING ネットワーク監視システムを当社所定の条件の下に運用し、監視対象サーバ設備のネットワーク疎通性の監視および TCP ポートの接続性の確認を行うものであり、当社は、利用者に対し、監視対象の疎通性および接続性について常に正常に監視できることおよびその監視結果が常に正しいことを保証するものではありません。
２．本オプションサービスにおいて、当社が利用者に対して監視結果等を電子メールで報告等する場合、当社メールサーバ上において、報告等の内容を含む電子メールの送信可能化に必要な処理を完了した時点で、当該報告等が完了したものとします。
３．前項により報告等が完了した場合、当該電子メールが利用者に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第３節ハイブリッド接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第９条（申込み）

１．本オプションサービスは、本オプションサービス適用対象となるサービスを、複数利用中（同一サービスのみを複数利用中である場合を除きます）である利用者に限り、申し込むことができるものとします。

第１０条（料金の支払）

１．利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、第３条の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
２．利用者は、基本約款第１２条第５項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第１２条第２項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する基本サービス（さくらのクラウドを除きます）の何れかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した支払方法で支払う方法を選択することができるものとします。

第１１条（解約）

１．利用者が本オプションサービス適用対象となる基本サービスの契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

附 則

第１条（適用開始）
この約款は、平成２３年１１月３０日より適用されたその他サービス約款を改正したものであり、基本約款第４条に基づき、平成２４年１０月３日より適用されます。